

FNC見直し案についてのQ&A

Q1 なぜ今FNCのあり方を見直すのですか

A1 多様化する地域の社会的課題に対応するため、昨年度、「ふじのくに協働の推進に向けた基本指針」を策定し、これまでの「NPO活動の推進」を更に発展した形で「多様な主体による協働の推進」という施策の方向性を取りまとめました。これに伴い、NPO活動の支援の拠点として運営している「ふじのくにNPO活動センター（FNC）」についても、新たな施策の方向性に沿った形で役割や機能、運営体制等を見直すこととしました。また、市町の市民活動センターの設置が増加していることによりFNCと市町センターの業務の一部に重複が発生していること踏まえ、県と市町の役割分担についても改めて検討を行うことが必要な状況となっています。

※「ふじのくに協働の推進に向けた基本指針」は本ホームページからご覧いただけます。

Q2 見直しのためにこれまでどのような形で検討を行ってきたのですか

A2 FNCに対する要望や協働を推進する上での県と市町の役割分担等について市町市民活動担当課及び市町センタースタッフとワークショップ形式で意見交換を行いました。また、FNCの主な利用者であるNPO法人の活動実態や他県のセンターの運営状況等の調査も併せて行い、これらの調査・意見交換結果をもとに有識者で構成する「静岡県パートナーシップ委員会」を公開で開催して検討を行うなどオープンな議論となるよう努めてきました。

※「静岡県パートナーシップ委員会」の配布資料及び議事録は本ホームページ上で公開しています。

Q3 新たな3つの役割・機能を設定した理由は何ですか

A3 3つの機能のうち情報センター機能と人材育成機能については、これまでの各種調査・意見交換の中で要望が高かったものであり、県センターとしてのスケールメリットを活かして取り組むことのできる分野であるため、今後メインとなる役割・機能と位置づけています。市町センターの代替機能については、各市町の実情を踏まえ、県全体として相談業務に係るサービスの低下を招かないよう当面必要な措置を講じる必要があるという考え方からメイン機能を補完する機能として設定しています。

Q4 市町のセンターがない地域では県のセンターが代替機能を果たすとのことですが、市町のセンターがある地域では県のセンターは個別相談などNPO向けの業務から完全に撤退するというのでしょうか。

A4 市町センターがある地域のNPO等から県のセンターに相談等があった場合についても、基本的にこれまでと同様県センターにて相談対応を行います。また、市町センターを会場としてNPO向けの出張相談会や講習会等も定期的開催する予定です。市町センターを会場とする業務実施を通じて、市町センターのスタッフとの情報の共有化やノウハウの提供などにより市町センターの運営強化の支援を同時に進めていきます。

Q5 代替機能は当面の間とのことですが、具体的にはいつまでとなるのですか

A5 現行の「ふじのくに協働の推進に向けた基本指針」の対象期間である平成32年度までを1つの目安として考えていますが、平成33年度以降については、施策の進捗状況等を確認した上で改めて検討を行う予定です。

Q 6 実施拠点を集約するのはなぜですか

A 6 FNCの新たな役割、機能は情報の収集・発信、市町のセンターの人材育成の支援など県レベルのセンターとしてスケールメリットを活かせる分野を中心に考えています。限られた予算の中で十分にその役割を果たしていくためには、研修などある程度パッケージ化できる業務については拠点を分散して実施するよりも、一ヶ所に集約して全県的に展開していく方が効率的・効果的であると考えられます。

Q 7 見直し案の検討は今後どのようなスケジュールで進められるのですか

A 7 本ホームページに掲載した見直し案をもとに現在市町の市民活動担当課及び市町センターとの意見交換を行っています。また、一般の県民の皆様からも12月12日（月）までメールにて御意見等を受け付けています。これらの頂いた御意見をもとに12月19日（月）に開催予定の第2回静岡県パートナーシップ委員会において最終的な検討を行い、平成29年4月から新体制へ移行したいと考えています。

※静岡県パートナーシップ委員会は公開で開催しますので、どなたでも傍聴いただけます。開催の詳細は本ホームページで告知する予定です。